

# 朝日町選挙投票立会人の募集について

## 1 概 要

朝日町選挙管理委員会では、選挙の投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を次のとおり募集します。

## 2 投票立会人の業務

投票立会人とは、投票日当日の投票所にて、投票及び投票事務が公正に行われるよう立ち会うことを主な業務とする人です。選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありません。募集区分は1日と午前と午後とあります。（希望者の状況により希望通りとならない場合があります。）

| 区 分     | 1 日                                                                                           | 午 前                                                                                         | 午 後                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 立 会 日   | 選 挙 日 当 日                                                                                     |                                                                                             |                                                                                             |
| 立 会 場 所 | ・いつも投票を行っている投票所（選挙人名簿に登録された投票所）                                                               |                                                                                             |                                                                                             |
| 立 会 時 間 | ・立会時間 7時～20時<br>・集合時間 6時30分、<br>解散時間 20時30分頃<br>※開票所への投票箱移送に同行して頂く場合があります                     | ・立会時間 7時～13時30分<br>・集合時間 6時30分                                                              | ・立会時間 13時30分～20時<br>・解散時間 20時30分頃<br>※開票所への投票箱移送に同行して頂く場合があります                              |
| 報 酬     | ・10,700円<br>※規定の源泉所得税を控除します。<br>※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。  | ・5,350円<br>※規定の源泉所得税を控除します。<br>※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。 | ・5,350円<br>※規定の源泉所得税を控除します。<br>※国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額に基づき支払いますので、金額が変更になる場合があります。 |
| そ の 他   | ・交通費は支給しません。<br>・立会時間の中で、昼食・夕食を含む休憩時間が適宜あります。休憩時間中の立会場所からの外出はできません。<br>※昼食・夕食は選挙管理委員会にて準備します。 |                                                                                             |                                                                                             |

## 3 資格要件

朝日町に住所を有し、投票日現在に朝日町の選挙人名簿に登録されている方。

※現在の基準では年齢満20歳以上の日本国民であり、朝日町で住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3カ月以上、朝日町の住民基本台帳に登録されている方。公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、年齢要件等が今後変更となります。

## 4 申込方法

「朝日町選挙投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、朝日町選挙管理委員会事務局へ本人自身が提出して下さい。（申込書は朝日町選挙管理委員会事務局にて配布します。）

申し込みにより取得した個人情報は、投票立会人の選任以外の目的には使用しません。

**受付日時** 開庁日（土、日、祝日及び12月29日～1月3日）を除く8時30分～17時15分までの間

## 5 募集期間

随時、登録受付を行っていますが、選挙期日に近い場合は、直近の選挙の対象にはなりません。

## 6 留 意 点

応募された方については、資格要件等を確認のうえ、投票立会人候補者として登録を行います。選挙執行のつど、投票立会人候補者から当日の都合等を確認させて頂き、その後投票立会人を選任し通知します。

なお、登録者多数の場合、同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合は、投票立会人に選任されないこともありますのでご了承下さい。

登録は、辞退の申出がない限り原則として無期限としますが、応募資格から外れた場合や、正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠くときは登録を抹消します。

（問い合わせ先） 朝日町選挙管理委員会（朝日町役場総務課内）TEL 377-5651